



あなたの住民税が 変わります

市町村が自主性を発揮し、より身近な行政サービスが出来るようにと、平成十九年度から国の所得税から地方の住民税への税源移譲が行われます。そのために、市民の皆さんに納めていただいている住民税が大きく変わります。

| 従来の課税方法 <small>(速算控除額とは一括計算する場合に用います)</small> | | | 改正後の課税方法 |
|---|-------|----------|--|
| 市 民 税 | | | 課税所得にかかわらず、一律10% (市民税6%、府民税4%) ☆例えば課税所得が300万円の場合 $300万円 \times 10\% = 30万円$ ※実際の税額は、このほかに人的控除の差に対応した減額措置が講じられます。 |
| 課税所得の段階 | 税率 | 速算控除額 | |
| 200万円以下の金額 | 3.0% | 0円 | |
| 200万円を超える金額 | 8.0% | 100,000円 | |
| 700万円を超える金額 | 10.0% | 240,000円 | |
| 府 民 税 | | | |
| 700万円以下の金額 | 2.0% | 0円 | |
| 700万円を超える金額 | 3.0% | 70,000円 | |

課税所得とは… 皆さんの給与や事業収入などは税法上「収入」と呼ばれるものです。「課税所得」とは、この「収入」から給与所得控除や基礎控除、扶養控除、社会保険料控除といった諸控除を差し引いた残りの金額のことです。この「課税所得」に税率をかけたものが「税額」となります。

Q 税負担はどうなるの?
A 納税者負担は変わります

私たちの所得には、国税として所得税が、地方税として住民税がかかっています。住民税には、均等の額を負担する「均等割」と、その人の所得金額に応じて負担する「所得割」があり、通常、京都府の税（府民税）と南丹市の税（市民税）を合わせて住民税と呼んでいます。所得税が一年間の所得に対してその年に課税されるのに対し、住民税は、前年の所得に対して課税されます。なお、住民税の徴収は、府民税と市民税を合わせて市が行っています。

税源移譲 国から地方へ

今回の税源移譲は、個人の所得にかかる国税を、地方税に移すので、住民税が増えても所得税が減ります。そのため納税者の負担はこれまでと基本的に変わりません。住民税所得割の一〇割比例税率化に伴い、国が徴収する所得税の税率構造も見直されます。

▼独身者の場合

| 給与収入 | 税源移譲前(単位:円) | | | 負担増税額 |
|---------|-------------|---------|-----------|-------|
| | 所得税 | 住民税 | 合計 | |
| 300万円 | 124,000 | 64,500 | 188,500 | 0円 |
| 500万円 | 258,000 | 163,000 | 421,000 | 0円 |
| 700万円 | 474,000 | 307,000 | 781,000 | 0円 |
| 1,000万円 | 966,000 | 553,000 | 1,519,000 | 0円 |

| 税源移譲後(単位:円) | | | 負担増税額 |
|-------------|---------|-----------|-------|
| 所得税 | 住民税 | 合計 | |
| 62,000 | 126,500 | 188,500 | 0円 |
| 160,500 | 260,500 | 421,000 | 0円 |
| 376,500 | 404,500 | 781,000 | 0円 |
| 868,500 | 650,500 | 1,519,000 | 0円 |

▼夫婦+子ども2人の場合

| 給与収入 | 税源移譲前(単位:円) | | | 負担増税額 |
|---------|-------------|---------|-----------|-------|
| | 所得税 | 住民税 | 合計 | |
| 300万円 | 0 | 9,000 | 9,000 | 0円 |
| 500万円 | 119,000 | 76,000 | 195,000 | 0円 |
| 700万円 | 263,000 | 196,000 | 459,000 | 0円 |
| 1,000万円 | 688,000 | 442,000 | 1,130,000 | 0円 |

| 税源移譲後(単位:円) | | | 負担増税額 |
|-------------|---------|-----------|-------|
| 所得税 | 住民税 | 合計 | |
| 0 | 9,000 | 9,000 | 0円 |
| 59,500 | 135,500 | 195,000 | 0円 |
| 165,500 | 293,500 | 459,000 | 0円 |
| 590,500 | 539,500 | 1,130,000 | 0円 |

※夫婦+子ども2人の場合、子どものうち、1人が特定扶養親族に該当するものとしています。

また、一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

★このほか、実際の負担増減額には、平成19年から定率減税が廃止される等の影響があるにご留意ください。

ら一〇割に引き下げとなり、所得税については逆に、最低税率が一〇割から五割に引き下げられ、最高税率が三七割から四〇割に引き上げとなります。また、人的控除の差に